令和８年（フ）第１３３２号
札幌市東区北22条東18丁目１番７―203号
債務者　小玉めぐみ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３８４号
札幌市東区北36条東16丁目１番25―501号
債務者　小野寺孝仁
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４３号
札幌市東区北19条東１丁目３番27―101号
債務者　保坂　英司
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４７号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番47号　ピノノワール205号
債務者　山崎真美花（旧姓湯佐）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８７号
札幌市清田区平岡４条７丁目７番26号　エール花繁イン平岡Ｂ―202号
債務者　須貝健太郎（旧姓中田）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０４号
札幌市北区新琴似８条15丁目４番３―206号
債務者　富山　彩夏
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２３号
札幌市西区発寒５条５丁目１番28号
債務者　大沼　亜衣
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６４号
札幌市東区北24条東16丁目３番７号　パークヒル24―303号
債務者　三津　雅人
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６５号
札幌市豊平区平岸２条８丁目３番１―307号
債務者　高島　直人
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６９号
札幌市北区屯田９条４丁目１番２―309号
債務者　沼倉　美香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９４号
札幌市豊平区豊平４条５丁目１番12―402号
債務者　髙筒　　宏
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０６号
北海道江別市弥生町37番地の４
債務者　五十嵐健太
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１２号
札幌市豊平区平岸３条８丁目４番６―201号
債務者　寺下　幸男
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１６号
札幌市中央区南24条西９丁目２番１号　グローリ貴24―402号
債務者　岡本　純子（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２４号
札幌市中央区南１条西14丁目１番地230　フォーライフ大通南701号
債務者　梅田　菊男
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４７号
札幌市中央区南10条西15丁目３番23号　アークコート幌西204号
債務者　小竹　克己
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５９号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番39号　プレミエール南郷Ｂ―103号
債務者　野邉地　茂
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６０号
札幌市西区西野７条８丁目１番１号
債務者　山本　　清
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部